



秋田県公報

目 次

告示

生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(五一五・五一八・福祉政策課)……………1

生活保護法による医療機関の指定(五一六・五一九・福祉政策課)……………1

生活保護法による施術者の指定(五一七・福祉政策課)……………2

生活保護法による医療機関の事業の休止(五二〇・福祉政策課)……………2

策課)……………3

救急病院の認定(五二一・医務薬事課)……………3

鳥獣保護区の指定のための公聴会(五二二・自然保護課)……………4

鳥獣保護区特別保護地区の指定のための公聴会(五二三・自然保護課)……………4

農地保有合理化事業規程の変更の承認(五二四・五二六・農林政策課)……………4

基本測量実施の通知(五二七・建設管理課)……………4

都市計画事業の認可(五二八・仙北地域振興局建設部)……………5

公告

土地改良区の役員の前任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………5

土地改良区の役員の前任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………5

土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………5

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(五九)……………5

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………5

(六〇)……………5

政治団体の設立の届出(六一)……………6

政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六二)……………6

政治団体の解散の届出(六三)……………8

政治団体の収支に関する報告書(六四)……………8

政治団体の収支に関する報告書(六五)……………9

公安委員会告示

警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(八〇・生活安全企画課)……………9

告 示

秋田県告示第五百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
吉川医院	吉川 昭男	男鹿市船川港船川字船川百七十五番地の一	平成十八年三月三十一日
峰浜村営診療所埴川分院	峰浜村長	山本郡峰浜村埴字豊後長根二十五番三	平成十八年三月二十六日
大山歯科クリニック	大山 和宏	能代市字下瀬三十三 四	平成十八年二月二十八日
有限会社 あへ薬局	有限会社 あへ薬局 代表取締役	雄勝郡羽後町西馬音内字中野百七十四番一 号	平成十八年四月三十日

秋田県告示第五百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
能代市檜山診療所	能代市長職務執行者	能代市檜山字赤館十番地一	内科、循環器科	平成十八年三月二十一日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
能代市鶴形診療所	能代市長職務執行者	能代市字鶴形七十番地	平成十八年三月二十一日
能代市常盤診療所	能代市長職務執行者	能代市常盤字町辺九十六番地	平成十八年三月二十一日
八峰町営診療所	八峰町長職務執行者	山本郡八峰町峰浜水沢字稲荷堂後百十六番地一	平成十八年三月二十七日
八峰町営診療所境川分院	八峰町長職務執行者	山本郡八峰町峰浜境字豊後長根二十五番地三	平成十八年三月二十七日
秋山クリニツク	秋山 康 夫	湯沢市表町4丁目十一番十六号	平成十八年四月十二日
楊整形外科医院	楊 国 隆	能代市栄町十六 八	平成十八年四月二十六日
大山歯科クリニツク	医療法人宏明会 理事長	能代市字下瀬三十三 四	平成十八年三月一日
ふなこし薬局	有限会社スロライフ 取締役	男鹿市船越字本町十三 十八	平成十八年五月一日
横手ファミリー調剤薬局	有限会社ファーマシステム 代表取締役	横手市横手町字大関越百十六 二	平成十八年四月二十四日
湯沢ファミリー調剤薬局	有限会社ファーマシステム 代表取締役	湯沢市千石町4丁目一 十八	平成十八年四月一日
シヨームードー薬局	有限会社高嶋正明堂 代表取締役	大館市比内町扇田字中扇田二十八	平成十八年五月一日
氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類
三 浦 宏 明	三浦接骨院	潟上市昭和大久保字堤の上五十一 一	柔道整復
			指定年月日
			平成十八年五月二十五日

秋田県告示第五百十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施
 術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五
 条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年六月十六日

秋田県告示第五百十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の
 規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があ
 ったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

能代市鶴形診療所	能代市長	能代市長	能代市鶴形七十番地	平成十八年三月二十日
能代市常盤診療所	能代市長	能代市長	能代市常盤字町辺九十六番地	平成十八年三月二十日
みづら薬局	有限会社みづら薬局 代表取締役	横手市寿町三六		平成十八年二月二十八日
イオン株式会社ジャスコ五城目店薬局	イオン株式会社 代表執行役	南秋田郡五城目町大川西野字田屋前百三十八		平成十七年十一月二十日
二ツ井町国民健康保険富根診療所	二ツ井町長	山本郡二ツ井町飛根字前田三十三三		平成十八年三月二十日
能代市檜山診療所	能代市長	能代市檜山字赤館十番地		平成十八年三月二十日

秋田県告示第五百十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺田典城

能代市国民健康保険富根診療所	能代市長職務執行者	能代市二ツ井町飛根字前田三十三三	内科	平成十八年三月二十一日
イオンスーパーセンター五城目店薬局	イオンスーパーセンター株式会社 代表取締役	南秋田郡五城目町大川西野字田屋前百三十八	調剤薬局	平成十七年十一月二十一日

秋田県告示第五百二十号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の

規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月十六日
秋田県知事 寺田典城

医療法人 富永皮膚科医院	医療法人 富永皮膚科医院 理事	大仙市大曲黒瀬町六番三十三五号		平成十八年三月一日
--------------	-----------------	-----------------	--	-----------

休止年月日

秋田県告示第五百二十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、

同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	認定の有効期限
----	-----	---------

秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目一番一 号	平成二十一年 五月三十一日
----------	--------------------	------------------

秋田県告示第五百二十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 日時 平成十八年七月十一日午前十時

二 場所 男鹿市船川港船川字泉台六十六番地一 男鹿市役所
第三会議室

三 案件 寒風山鳥獣保護区の指定について

（四）三 公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番二号 生活環境文化部自然保護課
（電話）〇一八 八六〇 一六一三

二 日時 平成十八年七月十二日午前十時三十分

三 場所 鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角地域振興局大会議
室

（四）三 案件 夜明島鳥獣保護区の指定について

公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番二号 生活環境文化部自然保護課
（電話）〇一八 八六〇 一六一三

秋田県告示第五百二十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 日時 平成十八年七月十二日午後二時

二 場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地一 北秋田地域振
興局第一会議室

三 案件 二本杉岩島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

（四）三 公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番二号 生活環境文化部自然保護課
（電話）〇一八 八六〇 一六一三

二 日時 平成十八年七月十三日午前十時

三 場所 由利本荘市水林三百六十六番地 由利地域振興局第
一会議室

（四）三 案件 西目鳥獣保護区特別保護地区の指定について

公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番二号 生活環境文化部自然保護課
（電話）〇一八 八六〇 一六一三

三 日時 平成十八年七月十三日午前十一時

四 場所 由利本荘市水林三百六十六番地 由利地域振興局第
一会議室

（四）三 案件 小菅野鳥獣保護区特別保護地区の指定について

公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番二号 生活環境文化部自然保護課
（電話）〇一八 八六〇 一六一三

四 日時 平成十八年七月十三日午後二時

五 場所 大仙市大曲字上米町十三番地六十一 仙北地域振興
局第三会議室

（四）三 案件 仏沢鳥獣保護区特別保護地区の指定について

公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番二号 生活環境文化部自然保護課
（電話）〇一八 八六〇 一六一三

秋田県告示第五百二十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八
条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変
更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五
項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
財団法人横手市みどり公社

二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号及び第四号に掲
げる事業

三 変更内容
二の事業における実施区域の見直し

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成十八年五
月十八日

秋田県告示第五百二十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八
条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変
更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五
項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
社団法人秋田県農業公社

二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項各号に掲げる事業

三 変更内容
農業経営基盤強化促進法の改正に伴う実施事業の追加

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成十八年六
月九日

秋田県告示第五百二十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八
条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変
更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五
項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
こまち農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号、第三
号及び第四号に掲げる事業

三 変更内容
市町村合併に伴う事業実施区域の名称変更

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成十八年五
月三十一日

秋田県告示第五百二十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規
定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施
の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年六月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 作業の種類
基本測量

二 作業を行う地域
秋田市、大仙市
三 作業を行う期間
平成十八年六月十六日から平成十九年二月二十八日まで

秋田県告示第五百二十八号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十八年六月十六日
秋田県知事 寺田 典城

- 一 施行者の名称 仙北市
二 都市計画事業の種類及び名称
仙北市都市計画公園事業 2・2・4号角館駅東公園
三 事業施行期間
平成十八年六月十六日から平成二十一年三月二十日まで
四 事業地
- (一) 収用の部分
秋田県仙北市角館町上菅沢地内
秋田県仙北市角館町上菅沢地内
- (二) 使用の部分
秋田県仙北市角館町上菅沢地内

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十八年六月十六日
秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
横手市大森町十日町字苗代下八
" " " " 字藤田二十番地一
" " " " 袴形字東神成百七十六
" " " " 字袴形五十七
" " " " 字南越前林六十六
" " " " 坂井田字南松田四
" " " " 字西百目木三十八番地三
" " " " 字東小中島五十二番地一
" " " " 字東水沢二十七番地一
大仙市内小友字下田谷地七十
- 太田 明雄
伊藤 文夫
成田 一夫
高田 富美雄
高田 清茂
高村 正友
瀧澤 京一
本郷 新市
佐藤 守
佐々木富雄

- 大仙市内小友字上高花二百八十一番地一
" " " " 字宮林三十
" " " " 七十九
" " " " 字宮南五十八
" " " " 字仙北屋八十五
" " " " 字館前百二十六番地一
二 就任理事の住所及び氏名
横手市大森町十日町字苗代下八
" " " " 字藤田二十番地一
" " " " 袴形字東神成百七十六
" " " " 字袴形五十七
" " " " 字南越前林六十六
" " " " 坂井田字南松田四
" " " " 字西百目木三十八番地三
" " " " 字中島百一
" " " " 字東水沢二十七番地一
大仙市内小友字下田谷地七十
" " " " 字上高花二百八十一番地一
" " " " 字宮林三十
" " " " 七十九
" " " " 字宮南五十八
" " " " 字仙北屋八十五
" " " " 字館前百二十六番地一
- 伊藤 昭
能味 一
小松 彦佐夫
小松 幹郎
大槻 四郎
東海林 堯

- 三 退任監事の住所及び氏名
横手市大森町坂井田字北松田一
" " " " 袴形字袴形四十三
大仙市内小友字宮下百八
就任監事の住所及び氏名
横手市大森町坂井田字北松田一
" " " " 袴形字袴形四十三
大仙市内小友字宮下百八
- 金沢 和男
竹澤 勇人
今野 久信
- 東海林 堯
大槻 四郎
小松 幹郎
小松 彦佐夫
能味 一
伊藤 昭
佐々木富雄
佐藤 守
草薙 武雄
瀧澤 京一
高村 正友
高田 清茂
高田 富美雄
成田 一夫
伊藤 文夫
太田 明雄

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十八年六月十六日
秋田県知事 寺田 典城

- 退任理事の住所及び氏名
横手市黒川字牛柳三百九十五
- 石山 房夫

選挙管理委員会告示

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、おものがわ土地改良区から申請のあつた定款変更について、平成十八年六月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十八年六月十六日
秋田県知事 寺田 典城

秋選管告示第五十九号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成十八年六月十六日
秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸 一

五十分の一の数 一九、一五〇
三分の一の数 二二六、二四九

秋選管告示第六十号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成十八年六月十六日
秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸 一

- 選挙区別
秋田市 八五、〇〇二
能代市 一四、五九七
横手市 一〇、八三三
大館市 一七、九二一
本荘市 一一、一八四
男鹿市 八、二二六
湯沢市 九、二六六
大曲市 一〇、五九九
鹿角市鹿角郡 一一、三五七
北秋田郡 一七、六九六

山本郡 一三、一〇〇
 南秋田郡 一九、七六〇
 河辺郡 五、一五八
 由利郡 二〇、五八三
 仙北郡 三一、三八八

平鹿郡 一八、一八五
 雄勝郡 二二、三二八

秋選管告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一

項の規定により、平成十八年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年六月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井みどり秋田県後援会	石田 宏	佐藤 金彦	秋田市山王二丁目七番四十四号 秋田県歯科医師会館内	平成十八年五月三十一日
伊藤巧一後援会	伊藤 富男	伊藤 廣利	秋田市雄和種沢字沼田四十七番地	平成十八年五月一日
加藤ひこじろう後援会	加藤 金信	加藤 智幸	山本郡三種町上岩川字西鱒淵百六番地	平成十八年五月三十一日

秋選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十八年五月一日から同月三十一日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年六月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県北秋田市・郡第一支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県北秋田市・郡第一支部	自由民主党秋田県北秋田郡第一支部	平成十八年五月二十四日
自由民主党秋田県歯科医師支部	代表者	石田 宏	豊間 隆	平成十八年五月三十一日
自由民主党秋田県仙北市第一支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県仙北市第一支部	自由民主党秋田県仙北郡第一支部	平成十八年五月二十五日
自由民主党秋田県大仙市第一支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県大仙市第一支部	自由民主党秋田県大曲市第一支部	平成十八年五月二十六日
自由民主党秋田県大仙市第二支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県大仙市第二支部	自由民主党秋田県仙北郡第二支部	平成十八年五月二十九日
自由民主党秋田県能代市山本郡第一支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県能代市山本郡第一支部	自由民主党秋田県山本郡第一支部	平成十八年五月二十六日
自由民主党雄和支部	主たる事務所の所在地	秋田市雄和石田字中大部三十番地	秋田市雄和妙法字上大部二十一番地	平成十八年五月十日

「のび」回覧紙十巻紙一冊の発行に際して、その取組に係る経費

第百二十二号(四十六号)

田中 豊一
 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

平成17年分
 1 収入及び支出のある団体
 (1) その他の政治団体

政治団体の名称 大淵與吉後援会
 報告年月日 平成18年5月30日

収入・支出の総額
 (ア) 収入総額 362,775円
 前年からの繰越額 0円

本年の収入額 362,775円
 (イ) 支出総額 362,775円

収入・支出の内訳
 (イ) 収入の内訳
 (ア) 収入の内訳

収入の内訳
 寄附
 個人からの寄付
 【寄附の内訳】
 個人からの寄付 362,775円

大淵 與吉 362,775円 男鹿市
 合計 362,775円

支出の内訳
 (イ) 支出の内訳
 政治活動費 362,775円
 機関誌の発行その他事業費 362,775円
 宣伝事業費 362,775円

合計 362,775円

政治団体の名称 佐々木健夫後援会
 報告年月日 平成18年5月10日

収入・支出の総額
 (ア) 収入総額 22,546円
 前年からの繰越額 22,539円

本年の収入額 7円
 (イ) 支出総額 22,546円

収入・支出の内訳
 (ア) 収入の内訳
 (イ) 収入の内訳
 その他の収入 7円

合計 7円
 (イ) 支出の内訳 7円

支出の内訳

合計 7円

(イ) 支出の内訳

経常経費 9,046円
 光熱水費 1,843円
 備品・消耗品費 5,203円
 事務所費 2,000円
 政治活動費 13,500円
 機関誌の発行その他事業費 13,500円
 機関誌の発行事業費 13,500円
 合計 22,546円

政治団体の名称 佐々木正雄後援会
 報告年月日 平成18年5月1日

収入・支出の総額
 (ア) 収入総額 155,657円
 前年からの繰越額 55,657円

本年の収入額 100,000円
 (イ) 支出総額 148,846円

収入・支出の内訳
 (イ) 収入の内訳
 (ア) 収入の内訳

収入の内訳
 寄附
 個人からの寄付
 【寄附の内訳】
 個人からの寄付 100,000円

佐々木 正雄 100,000円 にかほ市
 合計 100,000円

支出の内訳
 (イ) 支出の内訳
 経常経費 19,021円
 備品・消耗品費 18,601円
 事務所費 420円

政治活動費 129,825円
 選挙関係費 129,825円

合計 148,846円

政治団体の名称 普通の村民の声が届く市政をめざす村民の会
 報告年月日 平成18年5月10日

収入・支出の総額
 (ア) 収入総額 10,515円
 前年からの繰越額 10,511円

本年の収入額 4円
 (イ) 支出総額 10,515円

収入・支出の内訳
 (ア) 収入の内訳
 (イ) 収入の内訳
 その他の収入 4円

合計 4円

支出の内訳

合計 4円

(イ) 支出の内訳

合計 4円

支出の内訳

合計 4円

合計 4円
 (イ) 支出の内訳
 経常経費 1,015円
 備品・消耗品費 1,015円
 政治活動費 9,500円
 機関誌の発行その他事業費 9,500円
 機関誌の発行事業費 9,500円
 合計 10,515円

政治団体の名称
 報告年月日

伊藤克輝後援会 平成18年5月1日
 伊藤巧一と光る町創りをめざす会 平成18年5月1日
 矢田部昌後援会 平成18年5月16日

収入及び支出のない団体
 (1) その他の政治団体

合計 10,515円

政治団体の名称 報告年月日

伊藤克輝後援会 平成18年5月1日
 伊藤巧一と光る町創りをめざす会 平成18年5月1日
 矢田部昌後援会 平成18年5月16日

収入及び支出のない団体
 (1) その他の政治団体

合計 10,515円

政治団体の名称 報告年月日

伊藤克輝後援会 平成18年5月1日
 伊藤巧一と光る町創りをめざす会 平成18年5月1日
 矢田部昌後援会 平成18年5月16日

収入及び支出のない団体
 (1) その他の政治団体

合計 10,515円

政治団体の名称 報告年月日

伊藤克輝後援会 平成18年5月1日
 伊藤巧一と光る町創りをめざす会 平成18年5月1日
 矢田部昌後援会 平成18年5月16日

収入及び支出のない団体
 (1) その他の政治団体

合計 10,515円

政治団体の名称 報告年月日

伊藤克輝後援会 平成18年5月1日
 伊藤巧一と光る町創りをめざす会 平成18年5月1日
 矢田部昌後援会 平成18年5月16日

収入及び支出のない団体
 (1) その他の政治団体

合計 10,515円

伊藤克輝後援会

秋田県公安委員会告示第80号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、公示する。

平成18年6月16日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 実施期間
平成18年7月18日（火）から同月21日（金）までの4日間
- 3 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号
秋田県青少年交流センター
- 4 受講定員
30人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）
- 5 受講資格者
警備業法の一部を改正する法律による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を保有する者で、本講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者又は選任される予定の者
- 6 受講申込手続
(1) 受付期間
平成18年6月26日（月）から同月30日（金）までの午前9時から午後5時までの間
(2) 受付場所
県内の各警察署
(3) 提出書類
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
イ 旧資格者証の写し
ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状
7 講習手数料
23,000円
8 その他
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

- (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
- (2) 講習には、筆記用具を持参すること。
- (3) 講習終了後、筆記方式の修了検査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018 863 1111 内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課にお問い合わせること。

出 張

秋田県警察本部生活安全企画課
秋田県警察本部生活安全課
秋田県警察本部生活安全課
秋田県警察本部生活安全課
秋田県警察本部生活安全課

発行者 秋田県

印刷所

秋田県印刷株式会社
秋田県印刷株式会社
秋田県印刷株式会社
秋田県印刷株式会社
秋田県印刷株式会社

秋田県印刷株式会社
秋田県印刷株式会社
秋田県印刷株式会社
秋田県印刷株式会社
秋田県印刷株式会社